



## A県内のスクールソーシャルワーカー配置の現状と 課題について

著者	中島 佳子
雑誌名	佐野短期大学研究紀要
号	28
ページ	25-36
発行年	2017-03-31
URL	<a href="http://doi.org/10.15109/00000090">http://doi.org/10.15109/00000090</a>

# A県内のスクールソーシャルワーカー配置の現状と課題について

## On the current situation and problems of the arrangement of school social workers in A prefecture

中 島 佳 子<sup>※</sup>

Keiko Nakajima

### Abstract:

Through a study of social workers in A prefecture, I noticed the fact that activities of social workers in A prefecture is not good enough. I conducted a survey in order that the activities of school social workers will be more efficient than as it is. Many of them are not experienced, less than one year.

A cooperation of school social workers and prefectural officers do not work well. They have different view points and opinions about a social work. Prefectural officers do not understand 'supervision'. Because of it, A prefecture does not have a system of supervision, I think.

It is necessary that prefectural officers understand the importance of school social work, and make an appropriate position of supervisor in a prefectural administration.

### キーワード：

スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーク、スーパービジョン、協働、機能

### I. はじめに

我が国のスクールソーシャルワーカー活用の始まりは2000（平成12）年以降であり、2008年度文部科学省の「スクールソーシャルワーカー活用事業」により、各都道府県が教育委員会を中心として、配置を開始し、全国で知られることとなった（門田他2009:56）。スクールソーシャルワーカー（以下SSWr）は、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など教育上の課題について、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境に働きかけ課題解決をはかる福祉専門職である。

政府は2014（平成26）年8月「子供の貧困対策大綱」を閣議決定した。厚生労働省の

調査では、子どもの貧困率は2012（平成24）年に16.3%と過去最悪であり、大綱は、子どもの将来が生まれ育った家庭や地域に左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖しないよう「環境整備や教育の機会均等を図る」とした。そのために学校を拠点（プラットフォーム）と位置づけ、福祉機関、児童相談所などと連携した総合的な支援体制を構築する鍵を握るSSWrの1万人増員を目指している。

### II. 問題の所在

今回、調査対象としたA県では、2008年度に県内初のSSWrをS町が独自の予算で配置した（土屋2009）。県は、2009（平成21）年に「スクールソーシャルワーカー活用

<sup>※</sup>佐野短期大学 総合キャリア教育学科 Sano College Associate Professor

事業」ではなく、「学校問題解決事業」<sup>注1</sup>を新規に立ち上げ（栃木県議会 2008. 3, 文教警察委員会 2009. 10）、2009年に県北、中央、県南の教育事務所へ3名のSSWr.を配置しはじめている（文教警察委員会 2010. 10）。2014年度には、前年度の派遣要請が相次いだことから4名から7名に増員し（下野新聞 2014.5.5）、県内全7か所の教育事務所へSSWr.の配置を完了している。そして2015（平成27）年には貧困対策として福祉の専門家を3名増員し、計10名で全県をサポートしている（文教警察委員会 2015. 5）。市町独自ではS町その他、2013年度に1市、2014年度1市、2015年度に1市が配置を開始している（下野新聞 2015.2.8）。

先行調査・研究によると、A県のSSWr.の前職は児童相談所職員、児童自立支援施設職員、警察官、教員等となっている（村上ら 2010, 下野新聞 2014.5.5, 文科省 2011～2016）。つまり必ずしもソーシャルワークを専門とする社会福祉士・精神保健福祉士などの有資格者ではないこと、ソーシャルワーク実務の経験がない者もいるということが想定された。このような状況を鑑み、県社会福祉士会あるいは有志のSSWr.が新聞報道、県・市町に広報を行って研修会を開催したが、現任SSWr.の参加がなされず、SSWr.間の連携を生むことも難しい状況にあった。またSSWr.が配置されている教育事務所、市町の担当者からは、他の教育事務所・市町の状況を知りたいという声が聞かれた。そこで、A県におけるSSWr.の配置状況を把握する調査を行うこととした。

SSWr.の配置状況、活用効果等について全国規模で行われた調査研究や先駆的にSSWr.を活用している都道府県の事例報告や調査研究はスクールソーシャルワーカー活用事業開始以降、多数行われている（村上ら 2010, 文科省 2011～2016）。その結果、都道府県によって取り組み方に格差があることが報告

されており、A県は比較的后発のグループに属すると考えられる。SSWr.の活用に消極的な地域にとっては、全国水準を目指すことは必要だが、県内の実情を把握し、県の水準を底上げして、現在のスクールソーシャルワーカー体制を充実させることも重要なことであるとする。このことから、県内のSSWr.の配置状況、活動状況を把握すること、課題を見出すことを目的に本研究を計画した。

### III. 目的

A県内のスクールソーシャルワーカー活用の実情を把握し、SSWr.の活動を円滑かつ有意義なものとする。

### IV. 調査方法・手続き

#### 1. 対象

調査対象はA県内の教育事務所（県教育委員会）7か所及び県内全25市町（以下 配置部署<sup>注2</sup>）合計32か所のSSWr.担当者（以下 担当者）とSSWr.である。

#### 2. 方法

調査にあたって、各配置部署へ担当者用の調査票1通とSSWr.用の調査票2通、返信用封筒3枚を封入し、郵送または訪問にて協力を依頼し、留め置きにて実施した。SSWr.用の票を2通にした理由は事前調査の結果、1か所につき、配置しているSSWr.の人数は最大2名だったためである。

調査期間は、2015（平成27年）年11月下旬から12月末日とした。

なお、本調査結果は、配置部署相互の実情の把握に活用していただくため、各部署へ報告することを明記した。

#### 3. 調査項目

(1) 担当者を対象として、①SSWr.の配置の有無、「有り」の場合は②人数、③配置年月数、④勤務形態、⑤社会保険加入

状況、⑥備品、⑦スーパーバイザーの配置状況、⑧他のスクールソーシャルワーカー活用事業を実施する部署・SSWr.との連携の必要性について回答を求めた。配置「無し」と答えた部署には、その理由と今後の配置予定について回答を求めた。

- (2) SSWr.を対象として、①性別、②年齢、③現在の職名、④活動期間、⑤保有資格、⑥前職、⑦スーパーバイザーの活用機会、⑧他のスクールソーシャルワーカー活用事業を実施する部署・SSWr.との連携の必要性についての質問項目を挙げた。
- (3) 上記両者に共通する質問項目として、「スクールソーシャルワーカーの機能」18項目の達成度を4件法にてそれぞれ回答してもらった。担当者には、自身が担当するSSWr.の果たしている機能の達成度について客観的に評価してもらい、SSWr.には自身の活動の達成度を主観的に評価してもらった。質問項目の作成にあたっては、「新任スクールソーシャルワーカーのための自己チェックシート」(公益社団法人日本社会福祉士会 2009)の一部を使用し、筆者が所属するスクールソーシャルワーク研究会<sup>注3</sup>のメンバーで内容の検討・修正を繰り返し、内容的妥当性を担保した。

#### 4. 倫理的配慮及び手続き

調査にあたって情報の取り扱い、データの用途について、説明文をつけた。調査票は、無記名とし、調査協力は任意とした。提出があったものは調査に同意を得られたものと判断した。回答後は、個別の返信用封筒で返送していただくこととした。

## V. 結果

### 1. 回収率と有効回答数

調査票の回収率は、担当者32票中29票で

回収率90.6%、有効回答数29票(90.6%)であった。SSWr.64票中(各教育事務所及び市町村2票ずつ)42票で回収率65.6%(未配置の部署から返却された白紙の調査票含む)、有効回答数22票(34.4%)であった。

なお、以下の結果は、未記入、記入方法の違いなどにより、必ずしも回収票数とは一致しない。

## 2. スクールソーシャルワーカー配置状況の結果

SSWr.を配置している部署は、29票中16票(55.1%)であった。配置部署の内訳は、教育事務所7か所(43.8%)、市町教育委員会は6か所(37.5%)、その他2か所(12.5%)であった(表1)。その他の具体的な配置場所は、保健福祉部、適応指導教室であった。

配置人数は、「教育事務所」1人配置が4か所、2人配置が3か所、「市町」1人配置が3か所、2人配置が3か所、「その他」2人配置が2か所であった(表2)。

SSWr.配置期間は、最短1ヵ月、最長7年であった。

雇用形態は、「常勤」1か所(6.7%)、「非常勤」13か所(86.7%)、「その他」1か所(6.7%)であった。「その他」については「謝礼金の

表1 スクールソーシャルワーカー配置機関

配置機関	実数	割合
県教育委員会	7	43.8%
市町教育委員会	6	37.5%
公立学校	0	0.0%
その他	2	12.5%
欠損票	1	6.3%
	16	100%

表2 配置人数

配置機関	人数	実数
教育事務所	1人	4か所
	2人	3か所
市町	1人	3か所
	2人	3か所
その他	2人	2か所

支払いのみ」という回答であった(表3)。残業については「あり」4か所(28.6%)、「なし」10か所(71.4%)。残業の勤務時間への換算は、「残業あり」と答えた部署4か所中1か所のみ(25.0%)だった。

社会保険等の加入状況(複数回答)は、「健康保険」5か所(33.3%)、「雇用保険」5か所(33.3%)、「公的年金」5か所(33.3%)、「労災保険」1か所(6.7%)であった(表4)。

SSWr.の活動に際し、所属先から専用ある

表3 雇用形態

雇用形態	実数	割合
常勤	1	6.7%
非常勤	13	86.7%
実績に応じた謝礼	1	6.7%

表4 社会保険等の加入状況(複数回答)

保険	実数	割合
健康保険	5	33.3%
雇用保険	5	33.3%
公的年金	5	33.3%
労災保険	1	6.7%

表5 自由に使用できる備品(複数回答)

備品	実数	割合
固定された席(机・椅子)	14	93.3%
電話機	14	93.3%
交通費	10	66.7%
パソコン	8	53.3%
名刺	3	20.0%
自転車	2	13.3%
携帯電話	0	0.0%
自動車	0	0.0%
その他	0	0.0%

表6 未配置の理由(複数回答)

	実数	割合
財政上の問題がある	7	53.8%
必要性を感じない	3	23.1%
その他	6	46.2%

表7 表6「その他」の具体的な内容

教育事務所のスクールソーシャルワーカーを活用できる。  
 教育事務所に配置されているSSWr.で現在是对応できているため。  
 スクールカウンセラーや教育相談員、福祉部局と連携して対応できている。  
 優先順位を検討の上、教育政策を実施しているため。  
 市職員で臨床心理士、相談員の充実をはかるため。  
 関係部局の担当者が連携し合いながらケースにあたっている。  
 栃木県の学校問題解決支援事業を活用しているため。

いは自由に使用できるものとして提供しているものを回答してもらった。「固定された席(机・椅子)」14か所(93.3%)、「電話」14か所(93.3%)、交通費(自家用車使用にともなう実費または電車代)10か所(66.7%)、「パソコン」8か所(53.3%)、「名刺」3か所(20.0%)、「自転車」2か所(13.3%)、「携帯電話」と「自動車」は0か所(0%)だった(表5)。

スーパーバイザーの配置については、「配置している」10か所(66.7%)、「配置していない」5か所(33.3%)という結果だった。「配置している」と回答した10か所中7か所に「対応策の決定や対応策に困った場合などには、弁護士、精神科医であるスーパーバイザーからアドバイスを受ける」というほぼ同じ文言での記述があった。

他のスクールソーシャルワーカー活用事業を実施する部署及びSSWr.との連携の必要性についての考えを聞いたところ、15か所中15か所(100%)が「必要だと思う」と回答した。

未配置の部署は、13か所で、その理由について、「財政上の問題がある」7か所(53.8%)、「必要性を感じない」3か所(23.1%)、「その他」6か所(46.2%)という回答だった(表6)。「その他」の具体的な理由は、「教育事務所のSSWr.を活用している」(2件)、「スクールカウンセラーや教育相談員、福祉部局と連携できているから」、「優先順位を検討の上、教育政策を実施しているため」、「市職員で臨床心理士、相談員の充実を図るため、関係部局の担当者が連携し合いながらケースにあたっている」、「県の学校問題

解決支援事業を活用しているため」という回答だった(表7)。

今後のSSWr.の導入の予定については、未配置の部署13か所中13か所が「ない」と回答した。

### 3. スクールソーシャルワーカーの属性

性別は男性11名(50%)、女性11名(50%)だった。年齢は20代以下1名(4.5%)、30代5名(22.7%)、40代1名(4.5%)、50代6名(27.3%)、60代以上9名(40.9%)であった(表8)。現在の職名は、「スクールソーシャルワーカー」19名(90.5%)、「その他」2名(9.5%)だった。その他の具体的な職名は、

表8 スクールソーシャルワーカーの年齢

	実数	割合
20代以下	1	4.5%
30代	5	22.7%
40代	1	4.5%
50代	6	27.3%
60代以上	9	40.9%

表9 スクールソーシャルワーカー活動経験

	実数	割合
1年未満	16	72.7%
1年以上3年未満	2	9.1%
3年以上	3	13.6%
未記入	1	4.5%

表10 保有資格(複数回答)

	実数	割合
社会福祉主事任用	9	40.9%
社会福祉士	7	31.8%
認定心理士	3	13.6%
教員免許	2	9.1%
精神保健福祉士	1	4.5%
臨床心理士	0	0.0%
その他	9	40.9%

表11 スーパーバイザーについての記述

- ・対応策の決定の際や対応策に困った場合などには、弁護士、精神科医であるスーパーバイザーからアドバイスを受ける(7件)
- ・検討中(2件)
- ・月1回スーパーバイザーから助言を受けている(1件)
- ・2人のうち1名はSVの役割(1件)

「発達支援カウンセラー」、「教育相談員」だった。

SSWr.としての活動経験期間は最短1ヵ月、最長は12年であり、1年未満が16名(72.7%)、1年以上3年未満が2名(9.1%)、3年以上が3名(13.6%)だった(表9)。平均活動経験は約2年1ヵ月だった。

保有資格(複数回答可)は、「社会福祉主事任用」9名(40.9%)、「社会福祉士」7名(31.8%)、「認定心理士」3名(13.6%)、「教員免許」2名(9.1%)、「精神保健福祉士」1名(4.5%)、「その他」9名(40.9%)であり、その他の内訳は、「認定カウンセラー」、「特別支援学校教諭」、「介護支援専門員」、「保育士」、「産業カウンセラー」、「児童福祉司」であった(表10)。

現職着任前に行っていた職業は、「市役所職員」、「学校教育相談員」、「介護支援専門員」、「県職員」、「福祉事務所のケースワーカー」、「地方公務員」、「自立支援専門員」、「社会福祉協議会」、「児童養護施設」、「警察官」、「心理職」、「保育士」、「家庭相談員<sup>注4</sup>」であった。「行政職と兼務中」という回答もあった。

スーパービジョンを受ける機会について「ある」と答えた人は12名(57.1%)、「なし」と答えた人は9名(42.9%)であった。具体的な内容は、「対応策の決定の際や対応策に困った場合などには、弁護士、精神科医であるスーパーバイザーからアドバイスを受ける」(7件)、「検討中」(2件)、「月1回スーパーバイザーから助言を受けている」(1件)、「SSWr.2人のうち1名はスーパーバイザーの役割」(1件)だった(表11)。

他のスクールソーシャルワーカー活用事業を実施する部署・SSWr.との連携の必要性について、「必要」は20名(90.9%)、「不要」は0名(0%)、「どちらともいえない」が2名(9.1%)だった。

4. 「スクールソーシャルワーカーの機能」  
についての結果

回答結果の分析にあたり、項目ごとの得点を「できていない」1点、「あまりできていない」2点、「まあできている」3点、「できている」を4点とし、1点刻みで1名分ずつ得点化した。分析は質問項目ごとの平均点を算出し、担当者とSSWr.の間で比較した。

単純比較として、18項目中、16項目において、担当者の得点がSSWr.を上回った。残りの3項目のうち、1項目が同点であり1項目は0.02点SSWr.が上回った。

そのうち有意な差が認められたのは、「スクールカウンセラーとの連携」(t=2.32, df=36, p<.05)、「虐待ケースの通告等にお

ける学校長との連携」(t=2.32, df=36, p<.05)、「地域のいじめ・不登校会議や学校・警察連絡協議会等の市単位の会議への参加」(t=0.06, df=36, p<.05)であり、いずれも担当者の平均点の方が高かった。平均値の差に有意な傾向が認められたのは、「SSWr.の役割を教職員・生徒・保護者が認識するような働きかけ」(t=1.96, df=36, p<0.1)、「生徒の抱えている課題と学校のダイナミクスの関連性把握」(t=1.74, df=35, p<0.1)であり、いずれも担当者の平均点の方が高かった(表12)。

VI. 考察

本研究は、A県内のSSWr.の配置状況、その活用の実情を把握し、SSWr.の活動を円滑

表12 スクールソーシャルワーカーの機能の達成度の平均値と比較の結果(t検定)

質問項目		担当者	SSWr.	t値	p
周知	スクールソーシャルワーカーの必要性についての説明	3.20	2.91	1.09	
	スクールソーシャルワーカーの役割・専門性についての説明	3.20	2.86	1.3	
	スクールソーシャルワーカーの役割を教職員・生徒・保護者が認識するような働きかけ	2.81	2.32	1.96	†
実態把握	配属先の市町村教育委員会及び学校のニーズ把握	2.93	2.59	1.6	
	配属先の市町村及び学校の相談体制の把握	3.13	2.86	1.26	
	配属先の状況、過去の不登校やいじめの実態等についての情報収集	3.31	2.91	1.6	
	生徒の抱えている課題を自ら把握する努力	3.00	3.00	0	
	生徒の抱えている課題と学校のダイナミクスの関連性把握	2.88	2.43	1.74	†
連携	教職員との連携	3.00	2.91	0.36	
	スクールカウンセラーとの連携	2.94	2.27	2.32	*
	虐待ケースの通告等における学校長との連携	2.94	2.27	2.32	*
	市町村(市町村の児童相談担当者)との連携	3.31	3.09	0.97	
	教育委員会との連携	3.69	3.36	1.55	
	児童相談所との連携	3.31	3.09	1.04	
	自治体の要保護児童地域協議会への参加、情報取得	2.88	2.41	1.27	
	地域のいじめ・不登校会議や学校・警察連絡協議会等の市単位の会議への参加	3.00	2.23	2.42	*
	定期的なケース会議(校内事例検討会)の開催	2.80	2.82	0.06	
配属先のキーパーソン・フォーマル・インフォーマルな力関係の把握	3.07	3.00	0.27		

†0.05<p<0.1 \*p<0.05 \*\*p<0.01



かつ有意義なものとするを目的に調査を実施した。

県内の教育事務所と市町、計32か所を調査対象としたところ、担当者票は回収率90.6%と高い回収率だった。そのなかで、教育事務所の回収率は100%であり、A県が主な配置場所としている全教育事務所から回答を得られたことは、この調査が意義あるものと捉えられた結果であると考えられる。

また調査票とともに「有意義な調査に感謝します」「ぜひ結果を送ってください」などのメモが添えられているものもあり、県内のSSWr.配置状況についての関心が伺えた。

## 1. スクールソーシャルワーカーの配置状況

回答を得た部署のうち、SSWr.を配置している部署は約半数であった。市町独自の配置は、県内市町の4分の1にあたる。近年、全国的にもA県の市町でも独自にSSWr.の配置を進めている一方、今回の調査で「未配置」と回答した市町すべてが必要を感じないことや財政上の理由で今後も配置の予定はないと明確に回答した。SSWr.導入の効果として、アウトリーチによる学内外の問題意識の開拓や発見機能が果たされることにより、導入当初は不登校ケースへの対応が多いが、それ以外の虐待ケース、非行相談、家庭環境問題への対応等に広がりが見られ、SSWr.への期待度が増した報告(山野2010, 米村2011)もあり、A県の今後のSSWr.の活用によるニーズ拡大の可能性は大いにあると考えられる。

SSWr.の勤務形態については、1名を除く全員が非常勤または謝礼金のみの支払いという結果だった。社会保険についても各種保険へ加入させている部署が3割程度でとどまり、SSWr.の不安定な雇用状況、安心して働くことのできる条件が整っていないことがわかった。ソーシャルワーカーの仕事は、相手の都合に合わせて動くことが多い。

業務を時間で区切るとは場合によっては難しく、週数日の勤務で業務が収まるとも限らない。必要があれば家庭訪問、教員との打ち合わせが勤務時間外になってしまうこともある。公益社団法人社会福祉士会・精神保健福祉士協会は連名で「適切な支援、若者が目標とできるように社会的評価とふさわしい待遇が得られるように長期的視点で育てていくことが専門職団体の責任」として、文部科学大臣にSSWr.の常勤配置に向けた対策の推進について要望書を提出している(公益社団法人日本社会福祉士会他 2015)。個々の業務の必要性とソーシャルワーク業務の特性を認め、安心して活動できる環境づくりがSSWr.の動きをより活性化させるものとする。

SSWr.の活動を支えるための業務上必要な備品については、机や椅子、電話の使用は9割以上の部署で用意されていたが、ソーシャルワーカーが身分を証明したり、連絡先を伝えるための名刺が用意されていない部署が8割あった。学校や他部署へ出向くための移動手段については自動車、自転車、電車などが想定されるが、自動車の使用が認められている部署はなく、交通費支給が行われる部署が7割弱であった。A県は公共交通機関と徒歩、自転車だけで効率的に移動できる地域ではない。移動手段のほとんどが自動車であり、自動車保有率は全国でも上位の地域である<sup>注5</sup>。SSWr.自身が不安定な雇用条件のなか自らの持ち出しで家用車を使用し、活動している可能性が示唆された。

ソーシャルワーカーに必要なものは備品の他に記録を保管する場所の確保、記録をつける時間の補償なども含まれ、活動しやすい勤務環境を整えることによってSSWr.の勤務意欲や資質向上・維持を図り、より良く機能していくと山野は述べている(2015:177)。ソーシャルワーカーの仕事は、



状況に合わせたフットワークの良い柔軟かつ迅速な動き、こまめな情報交換が求められるため、ソーシャルワーカーの業務をサポートする環境整備が必要である。

## 2. スクールソーシャルワーカーの属性

SSWr.の年齢は、60代以上が約4割で最も多く、次いで50代、30代の順に多かった。SSWr.としての活動期間は、約7割が1年未満であった。保有資格は社会福祉主事任用が最も多く、次は社会福祉士が続いた。他に精神保健福祉士や認定心理士、教員免許の他に認定カウンセラー、保育士、介護支援専門員など児童福祉・教育分野に関わらず多岐に渡っていた。前職は児童福祉分野、高齢者福祉分野が目立った。このことから福祉・教育分野の知識・経験があるもののスクールソーシャルワークについては未経験で従事している者が多いことがわかった。日本学校ソーシャルワーク学会の全国自治体調査によれば、福祉系の資格を有するSSWr.は71.0%となっている。文部科学省はSSWr.の選考は「原則として、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者のうちから行うこと」(文科省2015)としており、県内のSSWr.の求人をもみても当該有資格者、経験者優遇を条件としている。しかしながら実際は、ソーシャルワークを専門とする資格保有者、実務経験ともに少ない状況であり、即戦力として活動できる人材確保にはなっていないことが明らかになった。

## 3. スーパービジョン体制について

担当者、SSWr.それぞれ半数以上がスーパービジョンの機会がある、活用していると捉えていた。担当者のスーパービジョンに関する具体的な記述に「対応策の決定などに困った場合には、弁護士、精神科医であるスーパーバイザーからアドバイスを受ける。」と全く同じ自由記述で複数あった。問題は、

精神科医や弁護士からのアドバイスをスーパービジョンの機会として捉えていることである。本来スーパービジョンは、新人や中堅専門職に対し技術の向上、労働環境の向上、管理・運営、効果的な実践の向上をめざし、援助者の専門的実践についての指導・調整・教育・評価する立場にある同業の職員と当該ソーシャルワーカーが継続的に行うものである。今回の調査対象となった複数の所属先が提供していると答えた「精神科医や弁護士が行うスーパービジョン」は、他領域の専門職の立場から意見を聞くコンサルテーションであり、本来のスーパービジョンではない。一方SSWr.の自由記述からは、「ソーシャルワーカーとしての見立てや支援の確認をする上でスーパービジョンの機会は必要」、「スーパーバイザーとして、精神科医、弁護士がいるが、そこまでの事例がない。もっと気楽にSSWr.の経験が豊富なSSWr.に相談できたらよいと考える」、「個人での見立てにソーシャルワーカーとしてのアドバイスが欲しい」などという意見があった。SSWr.が求めていることは、ソーシャルワーカーとしての見立てや支援方法を学ぶ、あるいは確認するためのスーパービジョンであることがわかる。スーパービジョンを月1回受けているソーシャルワーカーの記述では、「関わり方の確認、アセスメント、プランニングなど検討して頂けるので学ぶことができる」という意見があった。1か所1～2名という少人数の配置のなかで孤軍奮闘しているSSWr.にとって、定期的なスーパービジョンの機会は、日々の支援を振り返り、自己成長を促すものであり、ソーシャルワーカー自身を支えるソーシャルワークには欠かせないものである。

スーパービジョンは専門性の担保や向上の手段の1つとして事業運営主体である教育委員会が配置する必要性があり(山野2006)、文科省もSSWr.の資質や経験に違いが見られること、児童生徒が置かれている環境が複雑

で多岐にわたることなどから、「スクールソーシャルワーカーに対し適切な指導・援助ができるスーパーバイザーを配置する」とスクールソーシャルワーカー活用事業実施要領（文科省 2013）のなかに明記している。また2016（平成28）年度、2017（平成29）年度の概算要求において、47名のスーパーバイザーの配置を打ち出している。専門職の採用が進まず、人材不足が否めない現状では、現任のSSWr.を育てることが必要であり、そのためにも事業運営主体側がスーパービジョンの意味を理解し、その体制を整えることが責務である。

#### 4. スクールソーシャルワーカーの機能の達成度について

SSWr.の主な機能として挙げられる「周知」、「アセスメント」、「連携」の3つのカテゴリーに属する18項目の質問を使用した。これはSSWr.が教育分野にかかわらず地域でソーシャルワーク機能を発揮するために必要な項目をまとめたものである（公益社団法人日本社会福祉士会 2009）。

分析の結果、ミクロレベルでの実践は担当者とSSWr.に差は見られなかったが、メゾレベルに属する連携のカテゴリー項目で差が見られ、SSWr.の達成度が低かった。ソーシャルワーカーの技術・役割として最も特徴的な環境に働きかける、ネットワークを活用する部分で差が見られたことは、SSWr.がソーシャルワーカーたる役割を果たせていないと感じていることについて担当者が認識できていないとも捉えることができる。担当者としてSSWr.の業務・進行についての管理についても見直す必要がある。

次に「スクールカウンセラーとの連携」に差がみられたことに注目したい。スクールカウンセラーは心の専門家として生徒の内面に働きかける（文科省2007, 2009,）役割を持つ。金澤はSSWr.導入当時のSSWr.

の混乱について、「最も大きな混乱は、スクールカウンセラーとワーカーの協働である」と指摘している（金澤2009）なぜならスクールカウンセラーとSSWr.の職務実態として、スクールカウンセラーにもソーシャルワーク的な活動が求められ、SSWr.にもスクールカウンセラー的な活動が求められている現状がある（大橋ら2011）からである。かつスクールソーシャルワーカー活用事業導入当時、学校現場や関係者にSSWr.の役割や必要性が十分に認識されないままに配置され、スクールカウンセラーとSSWr.の分業、連携について、両者はもちろん派遣する教育委員会、受け入れる学校側も理解できていなかった背景がある。文科省は、両者の役割と機能は違い、同じ人がどちらも兼ねるのは難しいとしている。そして両者が分業・連携し、対応していくことの方がうまくいくという知見を踏まえ、両者の協働による支援体制の構築がスクールソーシャルワークには必要（文科省2009）と考える。また支援においては、ケース会議等での情報共有で、支援の方針が決まり、それぞれが支援に自信をもって関わるができることと大橋ら（2011）は述べている。つまり、経験が浅いSSWr.もSSWr.として自身の役割の啓発等、ミクロレベルでのアセスメント、メゾレベルでのスクールカウンセラーとの協働、ケース会議を丁寧に行うことが、他のSSWr.の業務をも充実させ、A県におけるスクールソーシャルワークを向上させていくことができると考えられる。

#### VII. まとめ

A県は、2008年度「スクールソーシャルワーカー活用事業」ではなく「学校問題解決事業」のなかでSSWr.を配置しはじめた経緯がある。この事業でははじめ等の問題行動に対応するチームの設置を行うこととなり、その人選には、指導主事、大学教員、

弁護士、臨床心理士・精神科医、福祉司、警察官（OB）などの専門家の参加を求められている。そのためA県は当初から、県職員、警察官OBを採用していたものと考えられる。なお、このなかにSSWr.の表記はない。山野の調査<sup>注6</sup>によれば自治体においてスクールソーシャルワーク事業を進めるうえで、人材の質と量に関する問題を困難と感じている自治体が多い（山野 2015.70）という結果が得られており、A県もその1つであろう。実際に県内SSWr.や筆者のところにも求人連絡がある。

A県は、配置開始から10年近くが経過しているにもかかわらず、SSWr.未経験者が過半数であり、SSWr.の定着が課題である。またソーシャルワークに重要な連携について、達成度が低く、担当者との認識に差が見られたことも課題の1つと言えよう。さらにスーパービジョン体制が整っていないことで、SSWr.は日々、不安や悩みを抱えながら活動している姿が垣間見えた。

これを克服するためには、勤務環境の整備及びSSWr.自身はもちろん、SSWr.を配置する部署がスクールソーシャルワークの意義・価値を理解すること、適切なスーパーバイザーを配置することが必要である。スーパーバイザーを配置した上での具体的な方法の1つは、配置部署の担当者がスーパーバイザーとともにSSWr.の活用を行うことである。実際にスーパーバイザーの役割は事例へのスーパービジョンにとどまらず、教育委員会担当者と協働でスクールソーシャルワーク活用事業の進行・管理を行うことが求められている（山野 2006）。

以上のことから、A県においては、スクールソーシャルワークへの理解をすすめること、スーパービジョンの意義を理解した上で、スクールソーシャルワークを業とする適切なスーパーバイザーの配置が急務であると考えられる。

また今回の研究にあたり、多くの文献を参考にした。その過程で、A県の現状に合致するのはスクールソーシャルワーカー活用事業開始直後の2009年頃の文献であった。つまり、事業は異なるとはいえ、全国的な取り組みと同時期にSSWr.の活用を開始したにもかかわらず、未だ初期の課題を抱えたままだということである。しかしながら、今回の調査研究により明らかになった事柄について改善がなされれば、大きな発展につながる可能性が十分にあると考える。

## VIII. 今後の課題

今後は、定期的な調査を継続し、調査結果をもって、担当者及びSSWr.向けの支援に直結する研修や連携のきっかけ作りを行い、A県のSSWr.活用の向上の一助となる研究を行いたいと考える。

## 謝辞

本調査にご協力いただきました県内教育事務所・市町のスクールソーシャルワーカーご担当者及びスクールソーシャルワーカーの皆様、一般社団法人栃木県社会福祉士会スクールソーシャルワーク研究会の皆様にご感謝申し上げます。

## 注

- 1) 「学校問題解決事業」。学校だけでは解決困難ないじめ等の問題行動等に対応するため、外部の専門家等からなるチーム（学校問題解決支援チーム）の設置・派遣のあり方について調査研究を行うもの。
- 2) 先行文献及びスクールソーシャルワーク活用事業運営上は「教育委員会」または「学校」と表記すべきところだが、A県の場合は、それらに限定できないため、本論では、この表記を使用する。
- 3) 「一般社団法人栃木県社会福祉士会スクールソーシャルワーク研究会」。現任の

スクーソーシャルワーカー、スーパーバイザー、SSWr. 担当者、教員、スクールカウンセラーの他、多領域で活動する専門職で構成されている。

- 4) 回答者が記載した職名のままを採用
- 5) 自動車検査登録情報協会のデータをもとにした都道府県別統計とランキングでみる県民性によれば、2015（平成 27）年の人口 100 人あたりの自動車保有台数で、A 県は第 3 位となっている。
- 6) 2012（平成 24）年の調査結果である。

#### 参考・引用文献

- 金澤ますみ (2009)「スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの協働の可能性」『学校ソーシャルワーク研究』4. 16 - 27.
- 門田光司・奥村賢一(2009)「スクールソーシャルワーカーのしごと—学校ソーシャルワーク実践ガイド」中央法規.
- 公益社団法人日本社会福祉士会スクールソーシャルワーク委員会 (2009)「新任スクールソーシャルワーカーのための自己チェックシート」
- 公益社団法人日本社会福祉士会・公益社団法人日本精神保健福祉士協会(2015)『「スクールソーシャルワーカーの配置について」の要望書』
- 駒田安紀・山野則子 (2014)「効果的スクールソーシャルワーカー配置プログラム構築に向けた全国調査—教育委員会担当者による効果的プログラム要素の実施状況およびスクールソーシャルワーカーによる実施状況との相関分析—」『子ども家庭福祉学』14, 1 - 11.
- 工藤歩 (2009)「スクールソーシャルワーカーの育成についての一考察—人材に求められる能力と育成の現状における課題について—」『社会福祉学部研究紀要』12,101-107.
- 丸目満弓 (2013)「わが国におけるスクールソーシャルワーカーの専門職性に関する一

考察—A 県 B 市のスクールソーシャルワーカーへのアンケート調査より—」『神戸医療福祉大学紀要』vol.14 (1), 95-105.

- 村上満・室林孝嗣・清水剛志 (2010)「スクールソーシャルワーカー導入の実態と今後の課題—富山型スクールソーシャルワークの展開に向けて—」『富山国際大学子ども育成学部紀要』1, 119 - 129.

文科省 (2007) 児童生徒の教育相談の充実について—生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり— (報告) 教育相談等に関する調査研究協力者会議

文部科学省 (2008)「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」

文部科学省(2011)「平成 22 年度スクールソーシャルワーカー活用実践活動事例集」

文部科学省(2012)「平成 23 年度スクールソーシャルワーカー活用実践活動事例集」

文部科学省(2013)「平成 24 年度スクールソーシャルワーカー活用実践活動事例集」

文科省 (2013) スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領等

文部科学省(2014)「平成 25 年度スクールソーシャルワーカー活用実践活動事例集」

文部科学省(2015)「平成 26 年度スクールソーシャルワーカー活用実践活動事例集」

文部科学省(2016)「平成 27 年度スクールソーシャルワーカー活用実践活動事例集」

大橋智樹・今野舞 (2011)「公立学校における学校臨床の現状と課題」『宮城学院女子大学発達科学研究』11, 33 - 42.

下野新聞 2014 年 5 月 5 日付朝刊「スクールソーシャルワーカー—県教委 7 人に増員」

下野新聞 2014 年 8 月 30 日付朝刊「貧困の子—学校拠点に支援」

下野新聞 2014 年 10 月 18 日付朝刊「論説—とちぎ発スクールソーシャルワーカー—貧困対策見据えて増員を」

下野新聞 2015 年 2 月 8 日付朝刊「学校拠点に貧困対策」

- 栃木県議会 (2008) 「平成 20 年第 293 回 (第 1 号) 定例会」 3 月 3 日議事録.  
 性や効果に与える影響」『子ども家庭福祉学』13, 25 - 33.
- 栃木県議会 (2009) 「平成 21 年第 297 回 (第 1 号) 定例会」 3 月 2 日議事録.
- 栃木県文教警察委員会 (2009) 「平成 21 年 10 月文教警察委員会 (平成 21 年度)」 議事録.
- 栃木県文教警察委員会 (2010) 「平成 22 年 10 月文教警察委員会 (平成 22 年度)」 議事録.
- 栃木県文教警察委員会 (2015) 「平成 27 年 5 月文教警察委員会(平成 27 年度)」議事録.
- 土屋佳子 (2009) 「栃木県高根沢町の取り組み状況」『学校ソーシャルワーク研究』特集号, 9 - 11.
- 米村美奈 (2011) 「スクールソーシャルワーカーの実態と今後の課題—東京都三鷹市における調査から見えてきたもの—」『国際経営・文化研究』Vol.168(1)November,51-68.
- 横山裕 (2010) 「地方都市におけるスクールソーシャルワークの現状と今後の課題について」『九州保健福祉大学研究紀要』11, 43 - 52.
- 山野則子 (2006) 「子ども家庭相談体制におけるスクールソーシャルワーク構築—教育行政とのコラボレーション」『ソーシャルワーク研究』32 (2), 113 - 119)
- 山野則子 (2009) 「スクールソーシャルワーク事業—スクールソーシャルワークの役割と今後の課題— (行政 up to date 6)」『そだちと臨床』6, 47 - 51.
- 山野則子 (2010) 「スクールソーシャルワークの役割と課題—大阪府の取り組みからの検証—」『社会福祉研究』109, 10 - 18.
- 山野則子編著 (2015) 「エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク—現場で使える教育行政との協働プログラム—」明石書店.
- 厨子健・山野則子 (2013) 「スーパービジョン体制がスクールソーシャルワーカーの専門

# S. Berman の社会的責任感育成のための教育的介入の意義

## The significance of S. Berman's educational interventions for fostering social responsibility

谷田（松崎）勇人\*

Hayato (Matsuzaki) Tanida

### Abstract:

S. Berman explicated a new developmental theory on social responsibility. He pointed the importance of teaching the strategies and skills in effectively managing moral and political conflicts to students. This point for fostering social responsibility had not been adequately studied in Japanese researches on moral and political education.

キーワード：

社会的責任感、発達モデル、教育的介入、スキル教授、S. Berman

### 1. 本稿の課題と方法

#### 1. 課題

平成 28 年に公表された学習指導要領の改善についての中教審答申で示された育成すべき資質・能力の柱の一つ「どのように社会・世界と関わりより良い人生を送るかの涵養」や、『社会・地理歴史・公民ワーキンググループにおける審議のとりまとめ』で示された高校の新必修科目「公共」の説明等において、子どもが社会の課題と向き合って社会との関わりの中で自己の責任を果たす意識・態度・行動を育てることがクローズアップされている。社会的責任感とは人間関係において要求されることに自発的に応答する傾向を指す概念である。しかし、日本の教育関係者の間では社会的責任感とは社会において子どもが持つ役割意識や課題意識や使命感といった意味で理解されるにとどまり、その内容は

十分には解明されて来なかった。日本の社会的責任感の育成研究においては、共同体への参加を伴う方法論が模索されてきたが、社会的責任感育成に関する体系的な理論的研究は未だなされていない。

これに対し米国では社会的責任感が育成すべき最も重要な道徳的・政治的資質の一つとされ、その内実が分析され体系的に理論化され、理論に基づく実践が行われてきた<sup>(1)</sup>。その代表的な理論の一つが Sheldon Berman (1949～) のものである。

彼はウィスコンシン大学で政治学を学んだ後高校の社会科教師として働き、次に社会的責任感を育てるための非営利団体 (Educators for Social Responsibility) の創設者兼代表となり教育者を支援しながら、子どもの社会的自覚と社会的責任感に関する研究を行い、ハーバード大学で 1993 年に『社会的責任感の

\*佐野短期大学 総合キャリア教育学科 Sano College Associate Professor